

第10次鳥獣保護事業計画

平成19年4月 1日から

5年間

平成24年3月31日まで

(変更：平成21年10月15日)

福 島 県

目 次

第 1	計画の期間 -----	1
第 2	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 -----	1
1	鳥獣保護区指定 -----	1
(1)	方針 -----	1
ア	指定に関する中長期的な方針 -----	1
イ	指定区分ごとの方針 -----	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画 -----	3
ア	鳥獣保護区の指定計画 -----	4
(ア)	身近な鳥獣生息地の保護区 -----	4
(イ)	既設鳥獣保護区の変更計画 -----	5
2	特別保護地区の指定 -----	6
(1)	方 針 -----	6
ア	指定に関する中長期的な方針 -----	6
イ	指定区分ごとの方針 -----	6
ウ	特別保護指定区域 -----	6
(2)	特別保護地区指定計画 -----	7
3	休猟区の指定 -----	8
(1)	方針 -----	8
4	鳥獣保護区の整備等 -----	9
(1)	方針 -----	9
(2)	整備計画 -----	9
ア	管理施設の整備 -----	9
イ	利用施設の整備 -----	9
ウ	調査、巡視等の計画 -----	9
第 3	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 -----	9
1	鳥獣の人工増殖 -----	9
(1)	方針 -----	9
(2)	人工増殖計画 -----	10
2	放鳥獣等 -----	10
(1)	方針 -----	10
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画 -----	10
(3)	放獣計画 -----	11
(4)	希少鳥獣等 -----	11
(5)	外来鳥獣等 -----	11
第 4	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 -----	11
1	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 -----	11
(1)	許可しない場合の基本的考え方 -----	11
(2)	許可する場合の基本的考え方 -----	11
(3)	わなの使用に当たっての許可基準 -----	12
(4)	許可に当たっての条件の考え方 -----	13
(5)	許可権限の市町村長への委譲 -----	13
(6)	捕獲実施に当たっての留意事項 -----	13
(7)	捕獲物又は採取物の処理等 -----	14
(8)	捕獲等又は採取等の情報の収集 -----	14
(9)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 -----	14
2	学術研究を目的とする場合 -----	15
(1)	学術研究 -----	15

(2) 標識調査	1 5
3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	1 6
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	1 6
(2) 予察捕獲	1 6
(3) 鳥獣の適正管理の実施	1 6
ア 方針	1 6
イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	1 6
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	1 7
ア 方針	1 7
イ 許可基準	1 7
<u>(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等</u>	2 1
4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	2 2
5 その他特別の事由の場合	2 3
・鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	2 3
・傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	2 3
・博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	2 3
・養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	2 3
・環境影響評価のための調査	2 4
・被害防除対策のための個体追跡	2 4
・前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	2 4
第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	2 5
1 特定猟具使用禁止区域の設定	2 5
(1) 方針	2 5
(2) 特定猟具使用禁止区域設定計画	2 6
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	2 6
2 特定猟具使用制限区域の指定	2 9
(1) 方針	2 9
3 猟区設定のための指導	2 9
(1) 方針	2 9
第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	3 0
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	3 0
2 実施計画の作成に関する方針	3 0
第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	3 0
1 基本方針	3 0
2 鳥獣保護対策調査	3 1
(1) 方針	3 1
(2) 鳥獣生息分布調査	3 1
(3) 希少鳥獣等保護調査	3 1
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	3 1
(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	3 2
3 狩猟対策調査	3 2
(1) 方針	3 2
(2) 狩猟鳥獣生息調査	3 2
(3) 放鳥効果測定調査	3 2

(4) 狩猟実態調査	33
4 有害鳥獣対策調査	33
(1) 方針	33
(2) 調査の概要	33
第8 鳥獣保護事業の普及啓発に関する事項	33
1 鳥獣保護思想についての普及	33
(1) 方針	34
(2) 事業の年間計画	34
(3) 愛鳥週間行事等の計画	34
2 野鳥の森等の整備	34
3 愛鳥モデル校の指定	35
(1) 方針	35
(2) 指定期間	35
(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容	35
(4) 指定計画	35
4 安易な餌付けの防止	35
(1) 方針	35
(2) 年間計画	35
5 法令の普及徹底	35
(1) 方針	35
(2) 年間計画	36
第9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	36
1 鳥獣行政担当職員	36
(1) 方針	36
(2) 設置計画	36
(3) 研修計画	37
2 鳥獣保護員	37
(1) 方針	37
(2) 設置計画	37
(3) 年間活動計画	37
(4) 研修計画	37
3 保護管理の担い手の育成	38
(1) 方針	38
(2) 研修計画	38
(3) 狩猟者確保対策	38
4 鳥獣保護センターの設置	39
(1) 方針	39
(2) 鳥獣保護センターの施設計画	39
5 取締り	39
(1) 方針	39
(2) 年間計画	39
6 必要な財源の確保	39
第10 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	40
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	40
(1) 鳥獣保護管理	40
(2) 鳥獣保護区	40
(3) 鳥獣保護員	40

(4) 狩猟	4 0
(5) その他の課題	4 0
2 鳥獣の区分と保護管理の考え方	4 0
(1) 希少鳥獣	4 0
(2) 狩猟鳥獣	4 1
(3) 外来鳥獣等	4 1
(4) 一般鳥獣	4 1
3 狩猟の適正管理	4 1
4 入猟者承認制度	4 1
5 指定猟法禁止区域	4 1
(1) 方針	4 1
(2) 指定猟法禁止区域指定計画	4 2
6 鳥類の飼養の適正化	4 2
(1) 方針	4 2
(2) 飼養適正化のための指導内容	4 2
7 販売禁止鳥獣等	4 2
8 傷病鳥獣救護の基本的な対応	4 2
9 動物由来感染症への対応	4 3

本計画において法令等の省略は次のとおり。

法 ----- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

規則 ----- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則

改正法 -- 平成 19 年 4 月 16 日施行鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正

第1 計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

ただし、本事業計画の記載事項のうち、改正法に係る事項に関する記載事項は、改正法の施行期日(平成19年4月16日)から効力を発するものとする。

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

本県は総面積 1,378,254ha におよび、中央に奥羽山脈、東部に阿武隈高地、西部の新潟県境に越後山脈が並行している。このため、これら山地により大きく三地域に分けられ、それぞれ変化に富んだ地形、気象、植生等の自然環境を有し多様な野生鳥獣が生息している。

近年の、多様な生物の保全や人と自然とのふれあい等への意識の高まりから、これまで、森林鳥獣生息地、大規模生息地、集団渡来地等の保護区の指定を進めた結果、第9次鳥獣保護事業計画期間終了までに、県土面積の10.9%にあたる151,066haを鳥獣保護区として指定した。

本計画における鳥獣保護区の指定にあたっては、野生鳥獣が生態系の重要な構成要素であり、自然環境の一部として県民の生活に不可欠なものであるとの観点から、生物多様性の確保を図るため、鳥獣の生息状況の把握に努め、生息環境の保全の必要性を検討しながら指定することとする。しかし、近年、ニホンザルやイノシシ等の野生鳥獣による農業被害が拡大していることから、指定による周辺地域への影響に十分配慮し、利害関係者との調整を図りつつ指定するものとする。

また、既指定鳥獣保護区については、本計画期間中に指定期間満了となる27鳥獣保護区については、鳥獣の生息環境を安定して保全する観点から、原則として指定期間を20年間として継続指定することとする。

この結果、本計画終了時の鳥獣保護区は145箇所、151,190haとなる。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が高い密度で生息するなどの地域を森林鳥獣生息地の保護区として指定し、地域における生物多様性の確保に資する。

本県における森林鳥獣生息地の保護区の指定状況は、82箇所、64,649haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる、15箇所、18,421haについて指定期間を更新する。

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を含むその地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図るため、必要な地域を大規模生息地の保護区として指定し、地域の生物多様性の確保に資する。

本県における大規模生息地の保護区の指定状況は2箇所、34,068haであり、本計画期間中に指定期間満了となることから、指定期間を更新する。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥等の保護を図るため、渡来地である、干潟、湿地、湖沼、岩礁等について必要な地域を集団渡来地の保護区として指定する。

本県における集団渡来地の保護区の指定状況は3箇所、28,510haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる2箇所、18,060haについて指定期間を更新する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域を集団繁殖地の保護区として指定する。

本県では、集団繁殖地の保護区の指定はないが、今後、実情を勘案し、必要に応じて指定する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

絶滅のおそれのある鳥獣または、これらに準ずる鳥獣の保護を図るため、これらの生息地のうち、その保護上必要な地域を希少鳥獣生息地の保護区として指定する。

本県における希少鳥獣生息地の保護区の指定状況は、1箇所、23haであるが、新たな指定について、実情を勘案し必要に応じて指定する。

(カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間を繋ぐ樹林帯等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は、指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域を生息地回廊の保護区として指定する。本県では、生息地回廊の保護区の指定はないが、今後、実情を勘案し、必要に応じて指定する。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保・創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域や、自然とのふれあいを目的とした鳥獣の観察・保護活動を通じた環境教育の場を確保するために必要な地域を身近な鳥獣生息地の保護区として指定する。

本県における身近な鳥獣の生息地の保護区の指定状況は 56 箇所 23,816ha であり、このうち本計画期間に指定期間満了となる 8 件、3,651ha については、1 箇所の区域拡大を含め指定期間を更新するほか、1 箇所(平塩鳥獣保護区)を新たに指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区					計(B)	本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					計(C)
			H19	H20	H21	H22	H23		H19	H20	H21	H22	H23	
森林鳥獣生息地	箇所	97	82					0						0
	面積(ha)	29,100	64,649					0						0
大規模生息地	箇所		2					0						0
	面積(ha)		34,068					0						0
集団渡来地	箇所		3					0						0
	面積(ha)		28,510					0						0
集団繁殖地	箇所		0					0						0
	面積(ha)		0					0						0
希少鳥獣生息地	箇所		1					0						0
	面積(ha)		23					0						0
生息地回廊	箇所		0					0						0
	面積(ha)		0					0						0
身近な鳥獣生息地	箇所		56	1				1	1					1
	面積(ha)		23,816	84				84	40					40
計	箇所		144	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1
	面積(ha)		151,066	84	0	0	0	0	84	40	0	0	0	40

区分		本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					計(D)	本計画期間に解除又は期間満了する鳥獣保護区					計(E)	計画期間中の増減*	期間終了時の鳥獣保護区**
		H19	H20	H21	H22	H23		H19	H20	H21	H22	H23			
森林鳥獣生息地	箇所						0						0	0	82
	面積(ha)						0						0	0	64,649
大規模生息地	箇所						0						0	0	2
	面積(ha)						0						0	0	34,068
集団渡来地	箇所						0						0	0	3
	面積(ha)						0						0	0	28,510
集団繁殖地	箇所						0						0	0	0
	面積(ha)						0						0	0	0
希少鳥獣生息地	箇所						0						0	0	1
	面積(ha)						0						0	0	23
生息地回廊	箇所						0						0	0	0
	面積(ha)						0						0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所						0						0	1	57
	面積(ha)						0						0	124	23,940
計	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	145
	面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124	151,190

* 箇所数については B-E、面積については B+C-D-E

**箇所数については A+B-E、面積については A+B+C-D-E

・森林鳥獣生息地の「鳥獣保護区指定の目標」欄は次による

箇所＝林野面積 971,480ha × 1/10,000 = 97 箇所

(林野面積は平成 16 年度福島県森林・林業統計書による)

面積＝箇所に対応した面積。(単位：ha 以下の表についても同様。)

ア 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 身近な鳥獣生息地の保護区

(第2表)

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備 考
平成 19 年度	いわき市	平塩	8 4 ha	2 0 年	
合計		1 箇所	8 4 ha		

(イ) 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第3表)

指定年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			指定期間	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)		
H19	森林鳥獣生息地	観音沼	期間更新	39		39	H19.11.1～H39.10.31	
H19	森林鳥獣生息地	箒平	期間更新	731		731	H19.11.1～H29.10.31	
H19	森林鳥獣生息地	石熊山田	期間更新	121		121	H19.11.1～H39.10.31	
H19	大規模生息地	奥只見	期間更新	18,251		18,251	H19.11.1～H29.10.31	
H19	身近な鳥獣生息地	西野	区域拡大	90	40	130	H19.11.1～H29.10.31	区域の明確化
計		5箇所	区域拡大 期間更新	19,232 19,232	40 40	19,232 19,272		
H20	森林鳥獣生息地	八溝山	期間更新	51		51	H20.11.1～H30.10.31	
H20	森林鳥獣生息地	五枚沢	期間更新	243		243	H20.11.1～H40.10.31	
H20	身近な鳥獣生息地	月見館森林公園	期間更新	132		132	H20.11.1～H40.10.31	
H20	森林鳥獣生息地	片曾根山	期間更新	487		487	H20.11.1～H30.10.31	
H20	森林鳥獣生息地	平田	期間更新	746		746	H20.11.1～H30.10.31	
H20	身近な鳥獣生息地	須賀川	期間更新	1,050		1,050	H20.11.1～H40.10.31	
計		6箇所	期間更新	2,709 2,709		2,709 2,709		
H21	集団渡来地	松川浦	期間更新	103		103	H21.11.1～H31.10.31	
H21	森林鳥獣生息地	吾妻山	期間更新	5,751		5,751	H21.11.1～H31.10.31	
H21	森林鳥獣生息地	田島	期間更新	528		528	H21.11.1～H41.10.31	
H21	身近な鳥獣生息地	中善寺	期間更新	30		30	H21.11.1～H31.10.31	
計		4箇所	期間更新	6,412 6,412		6,412 6,412		
H22	森林鳥獣生息地	矢祭山	期間更新	324		324	H22.11.1～H42.10.31	
H22	森林鳥獣生息地	飯豊	期間更新	1,063		1,063	H22.11.1～H32.10.31	
H22	森林鳥獣生息地	七ヶ岳	期間更新	1,011		1,011	H22.11.1～H32.10.31	
H22	森林鳥獣生息地	目兼	期間更新	440		440	H22.11.1～H32.10.31	
H22	森林鳥獣生息地	夏井川	期間更新	508		508	H22.11.1～H32.10.31	
H22	大規模生息地	只見	期間更新	15,817		15,817	H22.11.1～H32.10.31	
H22	身近な鳥獣生息地	福島	期間更新	1,267		1,267	H22.11.1～H42.10.31	
H22	身近な鳥獣生息地	二本松	期間更新	382		382	H22.11.1～H42.10.31	
H22	身近な鳥獣生息地	白河中央	期間更新	619		619	H22.11.1～H32.10.31	
計		9箇所	期間更新	21,431 21,431		21,431 21,431		
H23	集団渡来地	裏磐梯	期間更新	17,957		17,957	H23.11.1～H33.10.31	
H23	森林鳥獣生息地	尾瀬	期間更新	6,378		6,378	H23.11.1～H33.10.31	
H23	身近な鳥獣生息地	高松山	期間更新	81		81	H23.11.1～H43.10.31	
計		3箇所	期間更新	24,416 24,416		24,416 24,416		
合計		27箇所	区域拡大			40		
			区域縮小 解除 期間更新 満了	74,200 74,200		74,200 74,240		

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内において特に鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る必要がある地区について指定するものである。

第9次鳥獣保護事業計画期間終了までに21箇所、12,965haを指定している。

本計画においては、既指定の特別保護地区については引き続き適切な管理を図るとともに、野生鳥獣の生息実態を把握し、特に保護を必要とする鳥獣がある場合には、特別保護地区として指定するよう努める。

また、既指定特別保護地区のうち本計画期間に指定期間満了となるものについては、引き続き指定を行う。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。本計画期間に指定期間満了となる6箇所、2,495haについては、引き続き指定する。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。

本計画期間に指定期間満了となる1箇所6,090haについては、引き続き指定する。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定する。本計画期間に指定期間満了となる1箇所3,337haについては、引き続き指定する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥獣、コウモリ等の繁殖を確保するために必要な中核的地区について指定する。本県では、当該鳥獣保護区の指定の実績はないが、実情を勘案し、必要に応じて指定する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要と認められる区域をできるだけ広範囲に指定する。本計画期間中の新たな指定予定はないが、実情を勘案し、必要に応じて指定する。

(カ) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定する。本県では、当該鳥獣保護区の指定の実績はないが、実情を勘案し、必要に応じて指定する。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。本計画期間に指定期間満了となる2箇所58haについては、引き続き指定する。

ウ 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息や繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、法第29条第7項第4号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）として指定する。

本計画期間中の指定予定はないが、実情を勘案し、必要に応じて指定する。

(2) 特別保護地区指定計画

(第4表)

区分	特別保護地区指定の目標	既指定鳥特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定含む)							本計画期間に区域拡大する特別保護地区				
			H19	H20	H21	H22	H23	計(B)	H19	H20	H21	H22	H23	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	41	17	2		1	2	1	6					0
	面積(ha)	6,465	3,480	99		32	164	2,200	2,495					0
大規模生息地	箇所		1				1		1					0
	面積(ha)		6,090				6,090		6,090					0
集団渡来地	箇所		1					1	1					0
	面積(ha)		3,337					3,337	3,337					0
集団繁殖地	箇所		0						0					0
	面積(ha)		0						0					0
希少鳥獣生息地	箇所		0						0					0
	面積(ha)		0						0					0
生息地回廊	箇所		0						0					0
	面積(ha)		0						0					0
身近な鳥獣生息地	箇所		2				2		2					0
	面積(ha)		58				58		58					0
計	箇所		21	2	0	1	5	2	10	0	0	0	0	0
	面積(ha)		12,965	99	0	32	6,312	5,537	11,980	0	0	0	0	0

区分		本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区						計画期間中の増減*	期間終了時の鳥獣保護区**
		H19	H20	H21	H22	H23	計(D)	H19	H20	H21	H22	H23	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇所						0	2		1	2	1	6	0	17
	面積(ha)						0	99		32	164	2,200	2,495	0	3,480
大規模生息地	箇所						0				1		1	0	1
	面積(ha)						0				6,090		6,090	0	6,090
集団渡来地	箇所						0					1	1	0	1
	面積(ha)						0					3,337	3,337	0	3,337
集団繁殖地	箇所						0						0	0	0
	面積(ha)						0						0	0	0
希少鳥獣生息地	箇所						0						0	0	0
	面積(ha)						0						0	0	0
生息地回廊	箇所						0						0	0	0
	面積(ha)						0						0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所						0				2		2	0	2
	面積(ha)						0				58		58	0	58
計	箇所	0	0	0	0	0	0	2	0	1	5	2	10	0	21
	面積(ha)	0	0	0	0	0	0	99	0	32	6,312	5,537	11,980	0	12,965

箇所……森林鳥獣生息地の保護区に指定するもの=本計画終了時の森林鳥獣生息地の保護区数×1/2以上

面積……森林鳥獣生息地の保護区に指定するもの=指定するそれぞれの保護区面積×1/10以上

* 箇所数については B-E 面積については B+C-D-E

** 箇所数については A+B-E 面積については A+B+C-D-E

(第5表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積(ha)	指定期間	指定面積(ha)	指定期間	
H19	森林鳥獣生息地	箒平	731.00	H19.11.1～H29.10.31	82.00	H19.11.1～H29.10.31	再指定
H19	森林鳥獣生息地	石熊山田	121.00	H19.11.1～H39.10.31	17.00	H19.11.1～H39.10.31	再指定
		2箇所	852.00		99.00		
H21	森林鳥獣生息地	田島	528.00	H21.11.1～H41.10.31	32.00	H21.11.1～H41.10.31	再指定
		1箇所	528.00		32.00		
H22	森林鳥獣生息地	矢祭山	324.00	H22.11.1～H42.10.31	66.00	H22.11.1～H42.10.31	再指定
H22	森林鳥獣生息地	夏井川	508.00	H22.11.1～H32.10.31	98.00	H22.11.1～H32.10.31	再指定
H22	大規模生息地	只見	15,817.00	H22.11.1～H32.10.31	6,090.00	H22.11.1～H32.10.31	再指定
H22	身近な鳥獣生息地	福島	1,267.00	H22.11.1～H42.10.31	25.00	H22.11.1～H42.10.31	再指定
H22	身近な鳥獣生息地	二本松	382.00	H22.11.1～H42.10.31	33.00	H22.11.1～H42.10.31	再指定
		5箇所	18,298.00		6,312.00		
H23	集団渡来地	裏磐梯	17,975.00	H23.11.1～H33.10.31	3,337.00	H23.11.1～H33.10.31	再指定
H23	森林鳥獣生息地	尾瀬	6,378.00	H23.11.1～H33.10.31	2,200.00	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		2箇所	24,353.00		5,537.00		
		10箇所	44,031.00		11,980.00		

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少しているなど、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域について、指定することとなっており、本県では可猟区の3分の1程度の面積について、2年間休猟区として指定し狩猟鳥獣の生息数の回復を図ってきたところである。

しかし、近年、休猟区が農業被害等をもたらす鳥獣の温床となっているとして、休猟区の指定に反対する意見が相次いで寄せられている。これを受け、県では休猟区の効果を検証するため、平成18年度に狩猟鳥獣生息調査を実施した。この結果、休猟区では可猟区に比較してテンやヤマドリなどの生息が多く確認され、休猟区指定の一定の効果が確認されたものの、イノシシにおいて特に効果が高いことが判明した。イノシシは、中通り北部や浜通りの広い範囲で穀類、野菜、果樹などさまざまな農作物に深刻な被害をもたらしており、有害鳥獣としての捕獲頭数も毎年300頭を超える状況が続いている。このようなイノシシの繁殖に寄与する休猟区の指定は望ましいものではないと考えられる。

また、狩猟者登録件数は毎年減少しており、平成18年度は昭和54年度の25%にあたる約5,000件にとどまるなど、狩猟者の減少により、狩猟鳥獣の回復という休猟区指定の本来の目的が薄れているのが現状である。

以上のことから、本計画期間中の新たな休猟区の指定は行わないこととする。指定を行なわな

いことに伴い、本計画期間中に毎年狩猟鳥獣のモニタリングを実施し、狩猟鳥獣の生息状況を把握することとし、調査結果については第 11 次鳥獣保護事業計画における休猟区の指定に反映させるものとする。

なお、地域の静穏を保持する必要がある場合は、積極的に特定猟具使用禁止区域等の指定を行うものとする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

ア 管理施設の整備及び巡視等の実施

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設置する。

特に、身近な鳥獣生息地の保護区については、広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図る観点から、地域住民や愛鳥モデル校の協力を得ながら、巣箱等の設置を推進する。

また、鳥獣保護員を中心に、鳥獣の生息状況の把握や違法な捕獲等の防止のための巡視を計画的に実施する。

イ 保全事業の実施

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして保全の必要があると認められる場合には、鳥獣の繁殖等に必要な保全事業の実施により、生息環境の改善に努めるものとする。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

案内板や標識等は、鳥獣保護区等の新規指定及び更新に合わせ設置等を行う。

イ 利用施設の整備

(第 6 表)

区 分	平成 19 年度～平成 23 年度
観察路、観察舎等の管理	裏磐梯鳥獣保護区内の県設裏磐梯野鳥の森について、観察路等の整備等を行う。

ウ 調査、巡視等の計画

(第 7 表)

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
管理員等	箇所数	145	145	145	145	145
	人数	92	92	92	92	92
管理のための調査の実施		鳥獣保護員による計画的な巡視を行い、違法捕獲等の防止を図るとともに、区域内の鳥獣の生息状況や標識類の設置状況等を把握する。				

第 3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

ア 希少鳥獣等

県内の絶滅のおそれのある鳥獣及びこれに準ずる鳥獣のうち、特に個体数が少なく、保護を図る必要のあるものについては、必要に応じて、人工増殖や営巣のための環境整備を検討する。

イ 狩猟鳥獣

狩猟鳥として人気が高いキジ及びヤマドリの放鳥事業を円滑に実施するため、キジ及びヤマドリの生産者団体に対し、計画的な増殖体制が整備できるよう放鳥計画等必要な情報提供を行う。

(2) 人工増殖計画

(第 8 表)

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	実施方法	
平成 19 年度 ～ 平成 23 年度			キジ ヤマドリ	生産者団体との放鳥計画 や放鳥方法に関する情報 交換及び 亜種間の交雑防止に関する 情報提供。	

2 放鳥獣等

(1) 方針

第 9 次鳥獣保護事業計画期間においては、狩猟鳥獣として人気が高く捕獲数も多いことから、狩猟資源の確保と生物多様性の保全を目的にキジ及びヤマドリ 14,300 羽を休猟区を中心に放鳥した。

本計画では、引き続き以下の点に留意して、キジ・ヤマドリを放鳥するものとする。

ア 生息環境を考慮し放鳥する。

イ 放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況の調査に資する。

ウ 放鳥するキジ・ヤマドリが生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥類に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザ発生の際には、生産者団体等に対して、衛生管理の徹底や個体の健康状態の確認の徹底等を要請するとともに、放鳥事業実施の一時的な見合わせを検討する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第 9 表)

種類名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	計
キジ	2,700	1,350	1,350	1,350	1,350	8,100
ヤマドリ	120	60	60	60	60	360
計	2,820	1,410	1,410	1,410	1,410	8,460

(第 10 表)

種類名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計	備考
	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産		
キジ	2,700	1,350	1,350	1,350	1,350	8,100	福島県日本きじ・やまどり養殖会
ヤマドリ	120	60	60	60	60	360	
計	2,820	1,410	1,410	1,410	1,410	8,460	

(3) 放獣計画

哺乳類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、原則として放獣は行わない。

(4) 希少鳥獣等

県内の絶滅のおそれのある鳥獣及びこれに準ずる鳥獣のうち、特に野生下での個体数の回復を図る必要があるものについては、生活環境及び農林水産業、生態系への影響、地域個体群への遺伝的攪乱、生息環境の保全、再導入個体の感染症等を慎重に検討し、再導入を検討するものとする。

(5) 外来鳥獣等

外来鳥獣又は国内において本来の生息地以外に人為的に導入された鳥獣については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、放鳥獣については行わないことを徹底する。

第 4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等（以下捕獲等という。）について、目的別の許可の基本的考え方及び方針は次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア 捕獲等の目的が、その後の措置と照らして明らかに異なると判断される場合。

イ 捕獲等により特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は今後被害が予想される地域において、生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等をする場合はこの限りでない。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。

エ 捕獲等の実施により住民の安全の確保に支障がある場合、又は社寺境内、墓地等における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合。

オ 法第 36 条及び規則第 45 条に危険猟法として規定される猟法により捕獲を行なう場合。

ただし、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

カ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第 9 条第 3 項第 4 号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

(2) 許可する場合の基本的考え方

ア 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足輪を用いる標識調査を含む）を目的とする捕獲等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限の捕獲等であって、適正な研究計画の下でのみ行うものとする。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣における生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害等」という。）の防止を目的とする捕獲等は、現に生じているか、又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

ウ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等は、人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るため、必要な範囲内で行うものとする。

エ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等については、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

なお、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長し鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるので、飼養を目的とした捕獲等の許可は行わないものとする。

(ア) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が、職務上の必要があつて捕獲等する場合。

(イ) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

(ロ) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において、飼育展示するために捕獲等する場合。

(ハ) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲等する場合。

(ニ) 環境影響評価のための調査

工事等に伴う環境影響評価を行うために必要な調査のため捕獲等する場合。

(ホ) 被害防除対策のための個体追跡の目的

農林水産業被害による防除対策事業のため、個体の追跡を目的として捕獲等する場合。

(ヘ) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる目的として捕獲等する場合など。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。

ただし、ア(ア)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所_____等を考慮し、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（ウの場合を除く）

(ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ア(ア)に加え、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限る。

エ 鳥類の捕獲を目的とする許可申請の場合

法第12条第1項第3号に規定する禁止猟法に該当することから、原則として認めないが、カラスを捕獲檻で捕獲する場合など、従来の捕獲実績を考慮したうえで、もっとも効果があると考えられる方法で、かつ錯誤捕獲のおそれが少なく、人に対する安全確保が図られるものについては、許可できるものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等の許可の条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲等を行う際の周辺環境への配慮、適切なわなの数量と見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全の確保に十分配慮するものとし、必要に応じて条件を付すこととする。

(5) 許可権限の市町村長への移譲

ア 有害鳥獣捕獲に係る許可については、ツキノワグマ及びニホンジカを除く狩猟鳥獣を対象とする場合の権限を市町村長に移譲しているが、各市町村長の要望や被害の程度、絶滅を防止する観点からの保護の必要性等を踏まえ、移譲する種について検討するものとする。

イ 特定鳥獣保護管理計画の対象鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の個体数調整のための捕獲については、所要の手続きを経て、原則として市町村長に捕獲許可権限を移譲することとし、適切な保護管理の遂行を図るものとする。

ウ 権限の移譲に当たっては、法、規則及び本計画に従い許可事務が適正に行われるよう、県は必要に応じて市町村への指導・助言等を行うほか、捕獲状況の報告を求めるものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

ア 捕獲等の実施に当たっては、県等は実施者に対し、事故の発生や錯誤捕獲の防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

イ 捕獲従事者は、許可の内容(捕獲鳥獣、捕獲期間、捕獲方法、捕獲区域等)を十分理解し、法令違反のないようにしなければならない。また、捕獲従事者は捕獲等を実施していることが分かるよう、腕章等を着用することとする。

ウ 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うこととする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できないときは、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置することとする）。

エ ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合は、迅速かつ安全な放獣ができるよう、放獣体制等を整備しておくよう努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

ア 捕獲物等については、原則として持ち帰ることとする。

やむを得ない場合は、放置することにより鉛中毒を発生させるなど生態系に影響を及ぼさないよう適切な方法で埋設するよう指導するものとする。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として、規則第19条で定められた場合を除く。）

イ 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるものとする。

ウ 捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育などに利用できる場合は、努めてこれを利用するものとする。

エ 捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり密猟された個体の流通を防止する観点から、毛皮や剥製等に目印標（製品タグ）を装着し、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

のとする。

オ その他下記の項目について、あらかじめ申請者に十分周知を図るものとする。

(ア) 錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないことから、放鳥獣を行うこと。また、錯誤捕獲の未然防止に資するため、錯誤捕獲があった場合には、その状況について記録し、報告するものとする。

(イ) 狩猟鳥獣以外においては、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること。

(ウ) 捕獲された個体が、捕獲許可申請書への記載と異なる方法により処理された場合は、法第9条第1項違反となる場合があること。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

県等許可権者は、鳥獣の保護管理の推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物等について、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して報告を求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群の捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき捕獲数を調整するなど、適正な捕獲が行われるよう配慮するものとする。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害等が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的かつ効果的な被害防除方法や狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

なお、特定鳥獣保護管理計画が策定されている鳥獣については、原則、計画に基づく個体数調整による捕獲を行なうものとする。

(2) 予察捕獲

予察捕獲は、野生鳥獣による被害のおそれがあることから常時捕獲を行う必要があるなど、鳥獣の生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。予察捕獲の実施にあたっては、実施者は過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況を検討し、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

ア 方針

農林水産業の振興及び生活環境の保全と鳥獣の適正な保護管理の両立を図るため、関係機関との連携により、対象鳥獣の生態、特性や被害等の発生状況等に即した総合的、効果的な防除方法等を検討する。

イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第 12 表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンザル	平成19年度 ～ 平成 23 年度	特定鳥獣保護管理計画に基づき、市町村や関係機関連携の下、被害等の防除対策、個体数(個体群)管理等の保護管理を適切に実施する。 また、生息数、分布域、生息環境や被害の発生状況を定期的にモニタリングし、特定鳥獣保護管理計画にフィードバックさせる。	平成 19 年 3 月に特定 鳥獣保護管 理計画策定
カワウ			
ツキノワグマ			平成 21 年 3 月に特定 鳥獣保護管 理計画策定
イノシシ		有害鳥獣対策調査等により生息分布や被害状況の把握に努め、被害等の軽減に向けた防除対策等のための検討を行う。	
ニホンジカ	平成 19 年度 ～ 平成 23 年度	「尾瀬の植生を保全するためのシカ対策_____」に基づき、檜枝岐村を中心とした有害鳥獣捕獲等の対策を実施する。	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

- (ア) 有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に行うものとする。
- (イ) 狩猟鳥獣（ただし、県レッドデータブック掲載種であるウズラ、バン、ヤマシギ、環境省が狩猟の自粛を要請しているヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモを除く。）、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ウソ、オナガ、ニホンザル以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であることに鑑み、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可にあっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。
- (ウ) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。
- (エ) 外来鳥獣による被害等の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- (オ) ツキノワグマ等の大型獣による人的被害が想定される緊急時等については、警察や狩猟団体等との連携のもと、迅速な対応に努めるものとする。

イ 許可基準

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等をする場合の基準は次のとおりとする。

なお、地方公共団体が、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づく構造改革特別区域の認定（「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」）を申請し、その認定を受けた地域における許可基準については、別に定めるものとする。

(ア) 許可対象者

被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者並びに法第 9 条第 8 項に規定する「国、地方公共団体、その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人（以下「法第 9 条第 8 項の法人」という。）」であって、原則として、次の①から④の要件を満たす者であること。

また、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者が法人である場合には、実際に捕獲等を行う者が原則として次の①から④の要件を満たす者であること。

なお、捕獲等にあって特に慎重に取り扱う必要があるアの(イ)に掲げる鳥獣及びツキノワグマを対象とする場合には、捕獲後に放鳥獣等の検討を行う必要があることから、原則として、許可対象者を法第 9 条第 8 項の法人に限るものとする。

①-1 法定猟法により捕獲等をする場合には、その猟具に係る狩猟免許を有する者

ただし、柵等で囲まれた住宅の敷地内で銃器以外の方法により捕獲等をするときなど、鳥獣の保護、住民の安全確保等に支障を及ぼすおそれがない場合には、必ずしも狩猟免許を有する者であることは要さない。

①-2 法定猟法以外の方法により捕獲等をする場合及び①-1 のただし書きの場合には、原則として次の a から c のすべての要件を満たす者。

a 捕獲等をしようとする鳥獣の判別が可能であること。

b 使用する猟具の取扱いができるなど、適切な捕獲等が可能であること。

c 捕獲等をした鳥獣について適切に処置することが可能であること。

② 規則第 6 7 条第 1 号の被共済者、同条第 2 号の被保険者などと同様以上の事故による損害賠償能力を備えている者

ただし、銃器以外の方法による捕獲等で、自らが管理する土地の区域内で捕獲等をするときなど、他人に対して損害賠償責任を負うおそれがない場合は除く。

③ 当該許可に係る方法による鳥獣の捕獲等の実績がある者（ただし、①-2 の a から c のすべての要件を満たす者については、この者に準じて扱うことができる。）

なお、複数の者が共同で捕獲等を行う場合には、この要件に該当する者を含むこと。

④ 被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者

なお、複数の者が共同で捕獲等を行う場合には、この要件に該当する者を含むこと。

ただし、柵等で囲まれた住宅の敷地内で銃器以外の方法により捕獲等をするときなど、鳥獣の保護、住民の安全確保等に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。

また、捕獲等を行う者の数は、効率性及び安全性の向上を図る観点から必要最小限の適正な規模とし、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

なお、法人のうち、法第9条第8項の法人を許可対象者とし、従事者証を交付する場合、その従事者の要件は、原則として上述の①から④の要件を満たす者であることとする。この場合、法第9条第8項の法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

(イ) 鳥獣の種類・数

- a 捕獲等対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。
- b 特定鳥獣保護管理計画の対象地域内で特定鳥獣を捕獲する場合は、原則として個体数調整を目的とした捕獲を行うこととする。
- c 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のいずれかに該当する場合のみとする。
 - (a) 現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止することができない場合。
 - (b) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止することができない場合。
- d 捕獲は、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の羽（頭、個）数（第13表、第14表）とする。

(ウ) 期間及び時期

- a 被害が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、無理なく完遂するために必要かつ適切な期間（第13表、第14表）とする。
ただし、飛行場の区域内において、航空機の安全な飛行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲等する場合等、特別な事由が認められる場合にはこの限りでない。
- b 捕獲等の対象となっている鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は、できるだけ避けるよう考慮すること。
- c 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分審査する等適切に対応するものとする。
- d 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めること。

(エ) 区域

- a 捕獲等を実施する区域は、被害等の発生の状況に応じ、捕獲等対象鳥獣の行動圏域を踏まえ、被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とすることとし、その範囲は必要最小限の区域とする。

なお、法第9条第8項の法人に対する許可以外の場合には、原則として当該許可に係る被害等を受けた者が管理する被害等の発生地域及びその隣接地等の区域内に限るものとする。

- る。
- b 被害区域が広範囲におよび、複数の市町村にわたって捕獲等する必要がある場合は、地方振興局長、関係市町村長及び関係団体等の連携により捕獲等を実施するよう努めるものとする。
 - c 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲等は、鳥獣の保護管理を適正に実施する目的で行うものとする。この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮すること。
特に、集団飛来地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。
また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等の実施を検討する。

(オ) 方法

- a 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限って使用を認める。ただし、プリチャージ式空気銃など装薬銃に相当する威力のある空気銃を使用する場合は、この限りでない。
- b 鉛製銃弾については、法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域及び法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては、使用しないものとする。
- c 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。
- d わなによる捕獲においては、捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用することにより、結果として被害等の発生等の遠因を生じさせることのないよう注意すること。
- e 法第 9 条第 8 項の法人に対する許可の場合以外には、原則として、銃器以外の方法によるものとする。ただし、大型でどう猛な鳥獣の捕獲等をしようとする場合であって、止めさしにのみ銃器を使用する場合はこの限りでない。

(第13表)

許可権者	鳥獣の種類	許可基準			備考
		1件当たりの許可期間の上限	1件当たりの捕獲羽(頭)数の上限	捕獲の方法	
市 町 村 長	スズメ類	29日	300羽	銃器	許可日数は週単位の許可の考えに基づいており、許可した曜日が許可最終日の曜日となる。
		22日	1,000羽	網	
	カラス類	64日	200羽	銃器	
		64日	300羽	捕獲檻	
	カルガモ	29日	50羽	銃器・網	
	キジバト	29日	20羽	銃器・網	
	ムクドリ ヒヨドリ	29日	100羽	銃器・網	
		43日	20羽	銃器	
	ノウサギ	64日	50羽	わな	
		64日	10頭	銃器・わな	
	イノシシ	43日	15頭	銃器	
		64日	30頭	わな	
	その他の狩猟鳥獣	許可権者がその都度定める	左記に同じ	左記に同じ	

(第14表)

許可権者	鳥獣の種類	許可基準			備考
		1件当たりの許可期間の上限	1件当たりの捕獲羽(頭)数の上限	捕獲の方法	
県 知 事	カワラバト(ドバト)	29日	50羽	銃器・網	原則として許可しないものとするが、やむを得ず捕獲する場合は、できる限り少数とすること。
	ツキノワグマ	43日	1頭	銃器	
		64日	1頭	はこわな	
	ニホンザル	43日	10頭	銃器	
		64日	20頭	はこわな	
	ニホンジカ カワウ アオサギ ダイサギ コサギ トビ	許可権者がその都度定める	左記に同じ	左記に同じ	
	ウソ オナガ				
	その他の鳥獣	許可権者がその都度定める	左記に同じ	左記に同じ	

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 県等許可権者は、有害鳥獣捕獲の迅速かつ効果的な実施を図るため、被害対策の中心となる市町村等に対し、次の事項について指導等を行うものとする。

(ア) 捕獲隊の編成

イノシシその他の鳥獣による農林水産業被害が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊(有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ)を編成するなど、必要に応じて捕獲隊を設置し、適正で円滑な捕獲等の実施を図る。

その際、捕獲隊の隊員には、捕獲技術の優れた者、捕獲等のために出動が可能な者を選定するほか、捕獲隊において指導を行う者には、鳥獣保護管理に関する専門的な人材を活用するよう努める。

なお、当該市町村単独で捕獲等の実施が困難な場合は、隣接する市町村との連携により捕獲等を実施することができるよう、広域捕獲体制の整備について検討する。

(イ) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携し、円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、関係機関・団体等からなる連絡協議会の設置を図る。

(ウ) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、鳥獣の出現状況の把握・連絡や被害対策を行なう体制の整備、防除技術の普及、効果的な取組事例の紹介、被害実態の情報提供等、的確な情報伝達と効果的な被害防止を図る。

(エ) 有害鳥獣捕獲制度の周知

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、農林水産業者等関係者に対して有害鳥獣捕獲制度の周知徹底に努める。

イ 県は、上述の指導等のほか、次の事項を推進するものとする。

(ア) 捕獲等に係る技術的支援

(イ) 関係機関・団体等による広域的な連絡協議会の設置

(ウ) 市町村の圏域を越えた広域捕獲体制の整備

(エ) 捕獲等に係る担い手確保

- 4 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合
 個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるものとする。

(第 15 表)

捕獲の 目的	許可 権者	許 可 基 準				備考	
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	捕獲区域		捕獲方法
特定鳥獣 保護管理 計画に基 づく数の 調整	知事 ※	<u>3の(4)のイの(ア)に同じ</u>	捕獲等の数は、特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)	①特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。 ②捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間はできるだけ避けるよう考慮すること。 ③狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、 <u>当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分審査する等適切に対応するものとする。</u>	特定鳥獣保護管理計画計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	<u>3の(4)のイの(オ)に同じ</u>	

※ 市町村長への権限移譲について、所要の手続きを経て対応する。

5 その他特別の事由の場合
許可基準は以下の許可基準によるものとする。

(第 16 表)

捕獲の 目的	許可 権者	許 可 基 準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	捕獲区域	捕獲方法	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	迷入個体又はモニタリング調査のための追跡調査のための捕獲等
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	傷病鳥獣を放鳥獣する場合には、必要に応じて足環、電波発信器の装着を認めるものとする。
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）	6か月以内	原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする養殖の場合は対象放鳥地の個体とする。	6か月以内	原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕	

捕獲の 目的	許可 権者	許 可 基 準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	捕獲区域	捕獲方法	
環境影響 評価のため の調査	知事	環境影響評価 を実施しよう とする者また はこれらの者 から依頼を受 けた者	必要最小限	1年以内 で、必要 最小限	対象事業に係る環境影響評価を受 ける範囲であると認められる区域 とし、原則として法施行規則第7 条第1項第7号イからチまでに掲 げる区域は除く。ただし、特に必 要が認められる場合はこの限りで ない。	原則として、法第12条第1項又は第 2項で禁止されている猟法は認めな い。ただし、他の方法がなく、やむ を得ない事由がある場合はこの限り でない。	鳥獣の捕獲後の措置 (ア) 個体識別のため、指切り、ノーズ タグの装着等の鳥獣の生態に著しい 影響を及ぼすような措置を行わないこ と。 (イ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣 への負荷を伴う措置については、研究 の目的を達成するために必要最小限 であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合に は、必要期間経過後短期間の内に脱落 するものとし、原則として幼獣への装 着は認めない。
被害防除 対策のため の個体 の追跡	知事	国または地方 公共団体、理 学、農学、医 学、薬学等に 関する調査研 究を行う者、 法第9条第8 項の規定に基 づく環境大臣 が定める法人 またはこれら の者から依頼 を受けた者	必要最小限	1年以内 で、必要 最小限	必要最小限の区域とし、原則とし て法施行規則第7条第1項第7号 イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場 合はこの限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第 2項で禁止されている猟法は認めな い。ただし、他の方法がなく、やむ を得ない事由がある場合はこの限り でない。	鳥獣の捕獲後の措置 (ア) 個体識別のため、指切り、ノーズ タグの装着等の鳥獣の生態に著しい 影響を及ぼすような措置を行わないこ と。 (イ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣 への負荷を伴う措置については、研究 の目的を達成するために必要最小限 であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合に は、必要期間経過後短期間の内に脱落 するものとし、原則として幼獣への装 着は認めない。 有害鳥獣捕獲等他の事由で得られた個 体については、本目的に適合した事業 責任者がその個体を得た場合に限り、 本目的による個体の利用を認めるこ とができる。
その他公 益に資す ると認め られる目 的	知事	捕獲の目的に応じて個々のケース毎に判断する。					

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

なお、本計画期間に指定期間が満了となる銃猟禁止区域78箇所、20,651haについては、本区域として再指定するものとする。

また、本計画では、区域見直しにより、4箇所、269haの区域拡大、2箇所414haの縮小、及び4箇所731haの新規指定を行う。

既指定区域については、市町村や関係団体の意見を聞きながら、近接している区域を包括して指定するなど整理統合に努めるものとする。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第17表)

		既指定特定 猟具使用 禁止区域 (A)		本計画期間に指定する特定猟具禁 止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具禁 止区域						
				H19	H20	H21	H22	H23	計 (B)	H19	H20	H21	H22	H23	計(C)
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	209	箇所	3			1		4	3			1		4
	面積 (ha)	51,326	変動 面積	713			18		731	214			55		269
わな猟に伴 う危険を予 防するた めの区域	箇所	0	箇所						0						0
	面積 (ha)	0	変動 面積						0						0

		本計画期間に区域減少する特定猟 具禁止区域					本計画期間に廃止または期間満了 により消滅する特定猟具禁止区域					面積 精査 (F)	計画 期間 中の 増減 *	計画終了 時の特定 猟具使用 禁止区域 **		
		H19	H20	H21	H22	H23	計 (D)	H19	H20	H21	H22				H23	計 (E)
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	2					2						0		4	213
	面積 (ha)	414					414						0	-116	702	51,796
わな猟に伴 う危険を予 防するた めの区域	箇所						0						0			0
	面積 (ha)						0						0			0

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)+(F)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)+(F)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第18表)

	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
平成19年度	福島市・伊達市	阿武隈川	177	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	伊達市	赤坂の里森林公園	52	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	伊達市	霊山下小国	250	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	伊達市	月舘運動場	17	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	郡山市	東部ニュータウン	317	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	浅川町	浅川町	125	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	白河市	久田野・本沼	122	H19.11.1～H29.10.31	新設
	白河市	番沢谷中	82	H19.11.1～H29.10.31	新設
	白河市	釜子	509	H19.11.1～H29.10.31	新設
	白河市	金山東梁森	450	H12.11.1～H22.10.31	区域拡大
	矢祭町	小田川	353	H12.11.1～H22.10.31	区域拡大
	塙町	湯岐	118	H19.11.1～H29.10.31	区域拡大・再指定
	白河市	牛房沢	171	H17.11.1～H27.10.31	区域縮小
	白河市	金山番沢	185	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	矢吹町	波柳池	20	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	棚倉町・塙町	久慈川北	664	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	塙町・矢祭町	久慈川南	714	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	喜多方市	大森	10	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	西会津町	雷山	204	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	猪苗代町	川桁	110	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	猪苗代町	箕輪	390	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	南会津町	久川	30	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	南会津町	高清水	52	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	広野町ほか	J ヴィレッジ	331	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	相馬市	程田	36	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	いわき市	平鎌田	734	H14.11.1～H24.10.31	区域縮小
	計	新規		3	
拡大			3		
縮小			2		
再指定			20		
			28		
平成20年度	郡山市	郡山市西部第二工業団地	433	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	郡山市	北高倉	24	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	石川町	石川中田	34	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	白河市	鶴子山	20	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	西郷村	川谷	107	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	猪苗代町	沼尻	413	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	相馬市	松ヶ房	17	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	いわき市	豊間	424	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	いわき市	ときわ台	250	H20.11.1～H30.10.31	再指定
計	新規		0		
	拡大		0		
	縮小		0		
	再指定		9		
			9		

	銃猟に伴う危険を予防するための区域					
	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	
平成21年度	福島市	大作山	471	H21.11.1 ~ H31.10.31	再指定	
	伊達市	梁川工業団地	123	H21.11.1 ~ H31.10.31	再指定	
	石川町	野木沢	56	H21.11.1 ~ H31.10.31	再指定	
	矢吹町	矢吹中央	454	H21.11.1 ~ H31.10.31	再指定	
	南会津町	南郷	688	H21.11.1 ~ H31.10.31	再指定	
	双葉町	越田	11	H21.11.1 ~ H31.10.31	再指定	
	双葉町	清戸迫	36	H21.11.1 ~ H31.10.31	再指定	
	富岡町	毛萱	54	H21.11.1 ~ H31.10.31	再指定	
	いわき市	好間	819	H21.11.1 ~ H31.10.31	再指定	
計	新規		0			
	拡大		0			
	縮小		0			
	再指定		9			
			9			
平成22年度	福島市	福島田沢	65	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	桑折町・伊達市	阿武隈川桑折・伊達・保原	87	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	国見町・伊達市	国見町徳江	130	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	郡山市	あぶくま台	150	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	郡山市	逢瀬	85	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	鮫川村	渡瀬	18	H22.11.1 ~ H32.10.31	新規	
	鮫川村	舘山	108	H22.11.1 ~ H32.10.31	区域拡大・再指定	
	白河市	南湖	530	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	白河市	金山東梁森	450	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	白河市	小松八幡	271	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	矢祭町	小田川	353	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	鮫川村	水口	28	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	鮫川村	鹿角平	186	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	会津若松市	神指	794	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	喜多方市	古四王山	118	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	会津美里町	宮川	712	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	南会津町	高畑山	393	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	下郷町	塔のへつり	204	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	只見町	只見ダム湖	132	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	浪江町	苧野	84	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	双葉町	深谷	23	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	富岡町	上手岡	2	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	富岡町	上本町	230	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	浪江町	棚塩	168	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	浪江町	高瀬	99	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	いわき市	新舞子	1,314	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	いわき市	八茎	250	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	いわき市	小名浜大原	140	H22.11.1 ~ H32.10.31	再指定	
	計	新規		1		
		拡大		1		
縮小			0			
再指定			26			
			28			

	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
平成23年度	福島市	飯坂町	96	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		飯野町	62	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		本宮市	27	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		郡山市	108	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		郡山市	119	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		西郷村・白河市	253	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		中島村	201	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		喜多方市	94	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		会津坂下町	260	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		南会津町	719	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		双葉郡浪江町	204	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		南相馬市	2,551	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		双葉郡川内村	16	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		双葉郡浪江町	156	H23.11.1～H33.10.31	再指定
		双葉郡浪江町	75	H23.11.1～H33.10.31	再指定
	計	新規		0	
拡大			0		
縮小			0		
再指定			15		
			15		
合計	新規		4		
	拡大		4		
	縮小		2		
	再指定		78		
			88		

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防または指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定する。

狩猟者の集中的入猟が予想される区域など、人身や財産に対する危険防止の観点から必要に応じて指定する。

3 猟区設定について

(1) 方針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図る観点から設定を図るものである。本県においては、第8次鳥獣保護事業計画期間中の平成9年度末に郡山猟区が廃止されて以降、設定の実績はない。

今後、可猟地域の実態や狩猟鳥獣の生息状況、狩猟者育成などの観点から、必要に応じて指定を検討するものとする。

第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画(以下、「特定計画」という。)は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講ずることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

(第19表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成18年度	地域個体群の維持及び農業被害の軽減	ニホンザル	平成19年度～平成23年度	県内一円	
平成18年度	あつれきの軽減及び地域個体群の維持	カワウ	平成19年度～平成23年度	中通り地域 会津地域	
平成20年度	地域個体群の維持	ツキノワグマ	平成21年度～平成23年度	県内一円	
平成21年度	農業被害の軽減	イノシシ	平成22年度～平成23年度	県内一円	

2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、県や関係市町村、協議会等において実施計画を作成するものとする。

(第20表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	実施計画作成主体	備考
(平成18年度)	地域個体群の維持及び農業被害の軽減	ニホンザル	平成19年度～平成23年度	県及び関係市町村	
	水産被害の軽減と地域個体群の維持	カワウ			

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内に生息する鳥獣の現況を把握し、適切な保護管理を推進するため、第9次鳥獣保護事業計画に引き続き、各種調査を必要に応じて実施する。

狩猟対策のための調査及び有害鳥獣対策のための調査については、組織的・継続的な実施が求められることから、狩猟者や地域への聞き取り等、調査体制の整備に努める。

さらに、各種調査結果については、迅速かつ効率的に集積し、それら情報を保護管理に活用するよう努める。

なお、各種調査の実施にあたっては、国土標準3次メッシュにより生息情報等を管理することとし情報の標準化を図る。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する野生鳥獣の種類、分布状況、生息数の現状や推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じて実施する。

(2) 鳥獣生息分布調査

ア 調査の概要

ツキノワグマは、人里への出没により住民不安や農林業被害などを発生させている一方で、地域個体群の減少が懸念されていることから、保護管理のための資料とするため、関係団体等との連携により、アンケート調査や聞き取り調査、捕獲報告の活用等により、生息の経年変化等の把握に努める。

(3) 希少鳥獣等保護調査

ア 調査の概要

県内において生息数の少ない鳥獣や減少数の著しい鳥獣、開発等により生息環境が激変するおそれのある鳥獣がある場合には、必要に応じて関係団体等との連携のもと生息状況の把握に努める。

また、把握にあたっては福島県野生動植物保護サポーターによる野生動植物の生息情報を活用するものとする。

(第21表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ツキノワグマ	平成19年度 ～平成20年度	行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等について調査及び情報収集を行う。	県内全域	4月～11月
希少鳥獣	平成19年度 ～平成23年度	既存文献等の整理し、必要に応じて個体数調査を実施する。	県内全域	必要に応じて実施

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ア 調査の概要

本県に所在する、ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数等の調査を実施する。

なお、最近生活環境被害や水産被害をもたらしているカワウやアオサギについても、本調査に合わせて生息数の把握を行なうこととする。

(第22表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
渡来地の湖沼等	平成19年度 ～ 平成23年度	基準日において、種別毎に渡来数のカウント調査を実施する。	

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

ア 調査の概要

鳥獣保護区の指定効果を把握するため、必要に応じて、既指定区域や新規指定予定区域等から調査地を抽出し鳥獣の生息状況調査を実施する。

(第 23 表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
鳥獣保護区	平成 19 年度 ～ 平成 23 年度	聞き取り調査、定点調査やラインセンサス等を実施する。	

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて実施する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

ア 調査の概要

狩猟者を対象として、アンケートや聞き取り等により、狩猟鳥獣の生息状況に関する調査を実施し、休猟区の指定に関する検証のための基礎資料とする。

(第 24 表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣全般	平成 19 年度 ～ 平成 23 年度	狩猟者への聞き取り調査や、また、狩猟者登録証の回収により、狩猟対象鳥獣の分布状況を把握する。	

(3) 放鳥効果測定調査

ア 調査の概要

放鳥事業の効果を確認するため、キジに標識を付けて放鳥し、回収された標識から、放鳥した区域における定着割合や生息の状況を明らかにする。

(第 25 表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標 識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キ ジ	平成 19 年度 ～ 平成 23 年度 (各年度)	必要数	足 輪	必要数	狩猟等による捕獲により回収	足輪はオスキジのみ

(4) 狩猟実態調査

ア 調査の概要

狩猟の実態を把握するため、必要に応じて狩猟者を対象としたアンケート調査を実施し、狩猟に関する意識や出猟日数等、狩猟の実態を把握する。

(第26表)

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣全般	平成19年度 ～ 平成23年度	狩猟者の経験年数、所持銃器、出猟日数、捕獲の種類や場所、生息環境の変化、狩猟対策への意見等を、狩猟登録者のうち20%抽出し、アンケート調査を行う。	

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

鳥獣の生息状況や被害の実態等について調査を実施し、有効な被害防除対策等を検討する。

(2) 調査の概要

被害の発生状況や被害を及ぼす鳥獣の分布、食性、繁殖状況等について、関係団体との連携により調査を実施する。

(第27表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ	平成19年度 ～平成21年度	被害等の発生状況、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等について調査及び情報収集を行う。	
外来鳥獣	平成19年度 ～平成23年度		

第8 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

(1) 方針

鳥獣の保護を推進するためには、広く県民の鳥獣保護に対する認識を深めていくことが重要であることから、引き続き野鳥の会等関係団体の協力を得ながら、愛鳥週間を中心に広報活動を行なうとともに、県ホームページの活用により、さまざまな情報発信を行なう。

3 愛鳥モデル校の指定

(1) 方針

小・中学校の児童・生徒の、鳥獣の保護についての関心を高めるとともに、自主的な保護活動の促進を目的として、鳥獣保護思想の普及啓発の中心となる愛鳥モデル校を指定する。

(2) 指定期間

5年間

(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校に対しては、野鳥の会等関係団体等との連携により、探鳥会の実施、地域に生息する鳥獣に関する学習会等の活動等を支援する。

(4) 指定計画

(第31表)

区分	平成19年度			平成20年度～平成23年度(各年)		
	再指定	新規指定	計	再指定	新規指定	計
小学校	3	4	7	7		7
中学校	2	5	7	7		7
合計	5	9	14	14	0	14

4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

野生鳥獣への安易な餌付けは、人馴れを生じさせ人身被害や農作物被害等を誘引することとなるほか、生態系等への影響が生じるおそれがある。


このため、野生鳥獣への安易な餌付けは原則禁止することとし、餌付けの防止についての普及啓発等を行う。

なお、鳥類の飛来時期、鳥獣の出生時期及び狩猟解禁前を重点実施期間とする。

(2) 年間計画

(第32表)

重点項目	実施時期												実施方法
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
哺乳類、鳥類	←—————▶												広報誌やホームページ等により普及啓発

※  重点実施期間

5 法令の普及徹底

(1) 方針

県民への鳥獣に関する法令の遵守の徹底を図るため、鳥獣の捕獲等の規制制度、飼養に関する制度、特定猟具使用禁止区域等について広報誌やホームページ等で周知徹底を図る。

なお、鳥類の飛来時期、鳥獣の出生時期及び狩猟解禁前を重点実施期間とする。

(2) 年間計画

(第33表)

事業内容	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣の飼養及び捕獲許可 カスミ網の使用禁止 鳥獣保護区等の保護管理 適正な狩猟制度													ポスター・ 広報誌、鳥 獣保護各種 会議等	県民・小中 学校児童 ・狩猟者 等

※ 重点実施期間

第9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣の適正な保護管理を推進するため、地方振興局に担当職員を配置するとともに、市町村や関係機関等との連携した取り組みを進めるものとする。

また、担当職員を対象とした研修等を実施し、鳥獣保護管理に関する専門知識の向上に努める。

(2) 設置計画

(第34表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
生活環境部環境共生領域	6	0	6	6	0	6	1. 鳥獣事業計画の策定 2. 特定鳥獣保護管理計画の策定 3. 鳥獣の捕獲等の許可 4. 狩猟免許試験、狩猟免状の交付 5. 狩猟者登録に関する事 6. 鳥獣保護区の指定等
各地方振興局県民環境部 もしくは県民部	0	10	10	0	10	10	7. 鳥獣の保護に関する普及啓発 8. 鳥獣の救護に関する事 9. 鳥獣関係の各種調査に関する事 10. その他
計	6	10	16	6	10	16	

(4) 研修計画

(第 38 表)

名 称	主 催	時期	回数/年	規 模	人数	内容・目的
鳥 獣 保 護 員 研 修 会	各地方振興局	4 月 ～ 10 月	1 回	各地方振興 局単位 (必要に応 じ全県等)	92 人	・鳥獣保護等に関する法令について ・鳥獣保護員の職務について ・その他

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

野生動物の保護活動については社団法人福島県獣医師会との連携による野生動物救急救命ドクター制度の一層の充実を図るとともに、鳥獣保護センターと連携するNPO法人等が行う傷病鳥獣救護活動を支援し、県民と行政が一体となった傷病鳥獣救護活動の展開を図る。

一方、野生鳥獣による被害の発生等保護管理が必要な鳥獣については、鳥獣の生息状況の継続的な把握や、地域住民への効果的な被害防止対策の普及等の活動を行なうことができる保護管理の担い手の育成と確保を図る。

また、狩猟者の確保は、狩猟圧による野生動物の保護管理という点で重要であることから、関係団体の協力を得ながら、狩猟者の確保に努めることとする。

(2) 研修計画

(第 39 表)

名 称	主 催	時期	回数/年	規 模	人数	内容・目的
野生鳥獣保護管理技 術者育成研修	国	9 月～ 11 月	1 回	全国	数名	・野生鳥獣の保護管理に関する専門的知識の習得。鳥獣管理体制の構築。
野生動物救急救命ド クター研修会	県	通年	数回	県内	10 名～ 15 名	・傷病野生鳥獣の救護に必要な実技及び法令等の研修
野生動物保護管理の ための人材育成	県	通年	数回	県内	30 名	・野生動物保護管理に必要な知識及び技術等の研修

(3) 狩猟者の確保対策

狩猟者は、野生鳥獣の捕獲等を通して、保護管理の担い手として重要な役割を果たしているが、高齢化等による狩猟者登録数の減少が危惧されている。

このため、市町村等関係機関・狩猟団体等の協力を得ながら、狩猟実態調査等により狩猟者のニーズに応じた放鳥事業等の各種事業を実施するほか、狩猟免許の取得者の拡大や狩猟免許所持者への狩猟者登録の働きかけ等を実施し、狩猟者の確保に努めることとする。

4 鳥獣保護センターの設置

(1) 方針

福島県鳥獣保護センターは、昭和 57 年に安達郡大玉村の「ふくしま県民の森」内に設置されて以来、野生動物専門の施設として傷病鳥獣の救護を通して生物多様性の保全に貢献している。

鳥獣保護センターでは、野生動物の救護に関してさまざまな機会を捉え情報発信を行なうことにより、生命の尊厳に関する環境教育に貢献するとともに、野生動物の救護を行なうボランティアの育成、野生動物救急救命ドクターへの救護技術の支援、救護原因の究明や保護管理に関する調査研究等の活動を行なっている。

本計画においても、引き続きこれら活動の充実を図っていくこととする。

(2) 鳥獣保護センターの施設計画

(第 40 表)

名称	年度	施設の所在地	面積	施設の規模、構造の概要	利用の方針	備考
福島県 鳥獣保護 センター	S57	安達郡大玉村	ha 7.45	管理棟	154㎡	鳥獣保護の中核 的施設としての 活用と整備充実 に努める。
	飼育舎			80㎡		
水鳥舎	40㎡					
池	98㎡					
野生復帰訓練場	126㎡					
熊檻舎	24㎡					
	H14					

5 取締り

(1) 方針

鳥獣の捕獲や飼養について適正な執行を図るため、県職員、鳥獣保護員のほか、県警察当局、市町村、県猟友会等の協力を得ながら取締り等を実施する。

特に、狩猟期間中においては、猟銃の取り扱い、鳥獣保護区など捕獲禁止区域での捕獲等の違法捕獲、時間外発砲、捕獲制限や頭数違反等の取締りを重点的に行う。狩猟期間外においては、違法捕獲（密猟）、違法飼養や販売等の取締りを重点的に行う。

(2) 年間計画

(第 41 表)

事項	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟事故防止の指導														
狩猟等の違反行為の取締り														
違法捕獲・飼養・販売等の 取締り														

6 必要な財源の確保

地方税法（目的税）における狩猟税の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図るものとする。

第10 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

(1) 鳥獣の保護管理

ニホンザルやイノシシ、カワウなど一部の鳥獣の生息分布が拡大傾向にあり、これら鳥獣による農林水産業や生態系への被害が深刻となっている。

このため、特定計画の策定により、個体数の管理、生息環境管理及び被害防除対策について、関係機関の連携により、総合的な対策を実施することとしている。

一方、ツキノワグマの異常出没等のため捕獲数が増大し個体数の減少が危惧されており、地域個体群保護のための対策が急がれている。このため、生息状況調査等に基づいた、保護管理のための対策を実施する必要がある。

これらの対策に当たっては、ニホンザル、ツキノワグマ等が県境を越え広域を移動する動物であることから、隣接する県により、生息状況や捕獲状況等について情報交換を行うことにより、連携した対応を行う必要がある。

(2) 鳥獣保護区

鳥獣保護区については、計画的な指定により野生鳥獣の保護を図ってきたところであるが、近年、鳥獣による農業被害等の拡大が懸念されている。

このため、狩猟鳥獣生息調査等により、適正な鳥獣保護区の指定について検討するとともに、必要があれば、保全事業の実施について検討することとする。

(3) 鳥獣保護員

鳥獣保護員については、狩猟取締りや鳥獣保護業務等の活動を行ってきたところであるが、今後はこれら業務に加え、鳥獣の保護管理の担い手としての役割が期待されている。

このため、鳥獣保護員に対するこれら資質の向上のための研修等を実施していく必要がある。

(4) 狩猟

狩猟は、狩猟による捕獲圧をかけることにより鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしており、狩猟者はその担い手として期待されている。しかし、狩猟者の高齢化等により狩猟者登録数の減少が危惧されており、狩猟者の確保が緊急の課題となっている。

また、違法捕獲や狩猟事故等が毎年発生しており、安全の確保や法令の遵守、マナーの向上等について啓発していく必要がある。

(5) その他の課題

鳥獣の違法飼養や安易な餌付けによる馴化等の問題があり、野生鳥獣との接し方に関する普及啓発を行なっていく必要がある。

また、鳥インフルエンザなど動物由来感染症への不安が高まっており、専門的知見に基づく迅速・正確な情報提供等を行なって行くことが求められている。

2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

法第7条第5項第1号に基づき定める鳥獣、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類、Ⅱ類に該当する鳥獣、及び福島県レッドリストにおいてⅠ類、Ⅱ類に該当する鳥獣

イ 保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、国による調査結果の活用や必要に応じて種ごとの生息調査等を実施し、必用があれば保護増殖事業や鳥獣保護区の指定等により種及び地域個体群の存続を図る。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

法第2条第3項で規定する鳥獣

イ 保護管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護管理を図るため、国による調査結果の活用や狩猟者からの聞き取り等により、生息状況の把握に努める。

被害を発生させている鳥獣については、積極的な狩猟圧をかけることにより被害減少を図っていくこととする。

(3) 外来鳥獣

ア 対象種

外来鳥獣又は国内において本来の生息地以外に人為的に導入された鳥獣

イ 保護管理の考え方

外来鳥獣については、国による調査結果の活用等により、生息状況や農林水産業への被害及び生態系等への影響等について把握に努める。

また、必要に応じて特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく防除事業等を実施する。

(4) 一般鳥獣

ア 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣

イ 保護管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護管理のため、国による調査結果の活用や必要に応じて生息調査等を実施し、分布動向、地域個体群の極端な増減、鳥獣による被害等の発生状況などの把握に努め、必要があれば、希少鳥獣、狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講ずる。

特に、生息数が、著しく増加又は減少している鳥獣については、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図る。

3 狩猟の適正管理

本計画においては、新たな休猟区の指定を行わないことから、可猟区における狩猟が適正に行なわれるよう、巡視や指導等を徹底する。特に各種規制区域においては、規制の目的の周知徹底を図り、狩猟違反の防止に努める。

また、猟法の制限や狩猟規制区域等の各種制度の運用にあたっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。

4 入猟者承認制度

法第12条第2項により捕獲等の制限をしている狩猟鳥獣については、当該狩猟鳥獣による被害等が発生している等、被害対策への取り組みが必要な場合に、同条第3項に基づき、当該狩猟鳥獣の捕獲等について、あらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行う制度である。

本制度は、特定計画に基づく鳥獣保護管理の一環として行うことにより、当該特定計画がより効果的に推進されることから、特定計画の実施と合わせた活用を図るものとする。

なお、本県においては法第12条第2項による制限がないことから、本計画期間における本制度の適用はない。

5 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域は、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法を指定猟法と定め、当該猟法により鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定するものである。この趣旨に沿って、鉛製銃弾による水鳥等の鉛中毒の発生を抑制するため、区域指定を行うものとする。

本計画期間中に指定期間満了となる1箇所63haについては、引き続き指定することとし、新規指定については、各地方振興局において1箇所以上の地域指定を目標とする。

また、狩猟者に対しては本制度及び鉛製銃弾の使用自粛についての普及啓発を行う。

(2) 指定計画
ア 全体計画

(第42表)

年度	指定猟法の種類	箇所数	面積	備考
平成19年度 ～ 平成23年度	鉛製散弾を使用した銃猟	7	500ha	候補地を選定し、順次指定を進める。

イ 個別計画

(第43表)

年度	指定猟法の種類	区域名称	面積	存続期間	備考
平成20年度	鉛製散弾を使用した銃猟	牡丹池・松房池	63ha	H20.11.1～H25.10.31	(矢吹町)

6 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

本県では、愛がん飼養を目的とした鳥獣捕獲許可については行わないこととする。

また、鳥類の違法飼養が依然として行われていることから、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行なわれるよう、警察、市町村等と協力し普及啓発及び監視体制の強化を図る。

(2) 内容

県や市町村の広報誌等を活用し、飼養に関する法令の周知徹底を図るとともに、鳥獣保護員等による巡回指導を実施し、飼養の適正化に努めるものとする。

7 販売禁止鳥獣等

法第23条により規定されている販売禁止鳥獣等の販売許可については、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1) 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

(2) 捕獲したヤマドリが食用品として販売されることにより、違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

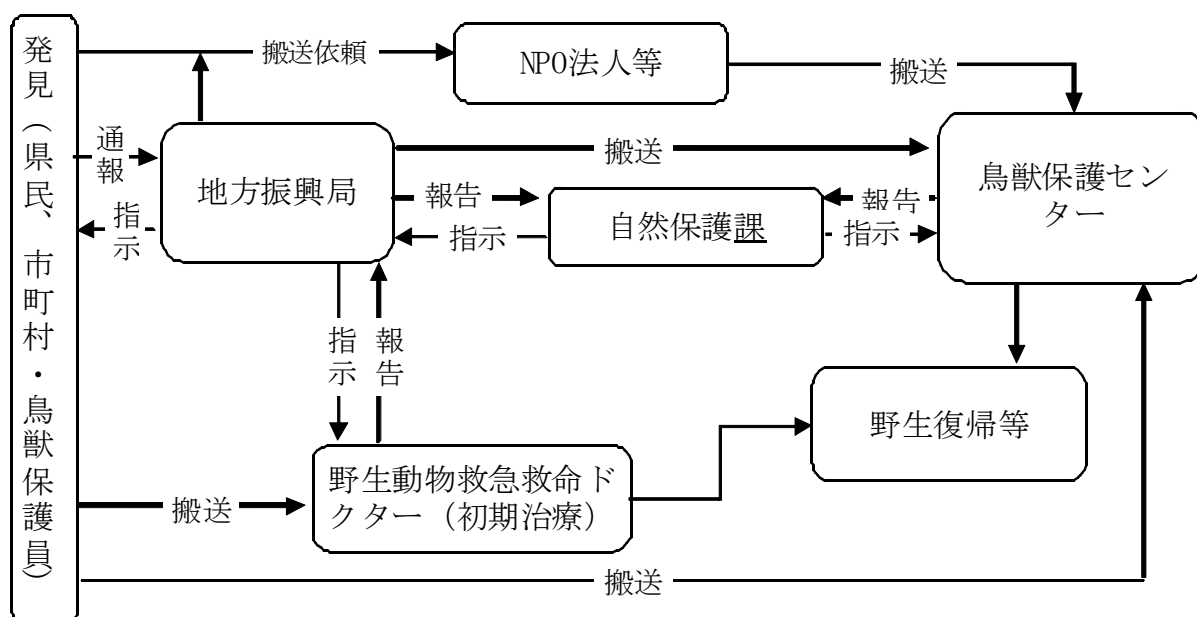
保護された傷病鳥獣については、鳥獣保護センターにおいて治療等を行い、治療後野生復帰のためのリハビリ等を経て、野生復帰を行う。

傷病鳥獣の救護活動は、福島県野生動物救急救命ドクターやNPO法人等との連携により行い、野生復帰率の向上を図っていくものとする。

また、野生復帰不可能となった鳥獣については、取扱いに関する指針を作成するものとする。

なお、油汚染事故発生時の救護体制については、今後関係機関と連携しながら、体制の整備等に努めることとする。

傷病鳥獣救護体制



9 動物由来感染症への対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザについて

ニワトリ等家禽類における高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、福島県高病原性鳥インフルエンザ連絡会議への参加により引き続き関係部局との連携体制を維持し対応するとともに、野鳥との係わりや接し方等について、ホームページ等を通じて広く県民への普及啓発を行なう。

野鳥等の大量死があった場合には「野生鳥獣の大量死についての対応マニュアル」(平成16年1月30日15環共第1307号)に基づき、検体の回収、ウイルス検査等を実施し、連絡協議会との連携により対応することとする。

また、ニワトリ等家禽類において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、環境省による「高病原性鳥インフルエンザ発生時の鳥獣担当部局の対応について」(平成17年10月)に基づき、周辺の野鳥の生息状況、ウイルス保有状況等について調査を行なう。

(2) その他の感染症について

日本は島国であり、衛生状態がよいことから、海外からのウイルス等が侵入しにくい状況となっており、これまで感染症の発生事例は少なく、感染症への抵抗力も弱いと言われている。

このため、世界的な発生状況についての情報収集に努めると共に、野生動物のウイルス保有状況や野生動物の死亡状況などの監視に努めることとする。

附 則

平成21年10月15日付けの計画変更に関する記載事項は、平成21年11月15日(※)から効力を発するものとする。

※ 許可基準の変更についての周知期間を確保するため、自然環境保全審議会の答申後、計画変更の決定を行った日から1ヶ月を経過した日とする。